10　主務大臣は、第五項の変更の認定をしたときは、様式第二十六により、当該認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

一　認定の日付

二　認定革新的データ産業活用事業者の名称

三　認定革新的データ産業活用計画の概要

四　個人情報保護委員会に協議をした場合にあっては、当該協議の概要

（認定革新的データ産業活用計画の変更の指示）

第十三条　主務大臣は、法第二十三条第三項の規定により認定革新的データ産業活用計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した様式第二十七による通知書を当該変更の指示を受ける認定革新的データ産業活用事業者に交付するものとする。

2　主務大臣は、法第二十三条第三項の規定により認定革新的データ産業活用計画の変更を指示しようとする場合において、同項の規定により認定革新的事業活動評価委員会に意見を聴くときは、革新的事業活動評価委員会に当該変更の指示の内容及びその理由を記載した書面を送付し、意見を聴くものとする。

（認定革新的データ産業活用計画の認定の取消し）

第十四条　主務大臣は、法第二十三条第二項の規定により認定革新的データ産業活用計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十八による通知書を当該認定が取り消される認定革新的データ産業活用事業者に交付するものとする。

2　主務大臣は、法第二十三条第三項の規定により認定革新的データ産業活用計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十八による通知書を当該認定が取り消される認定革新的データ産業活用事業者に交付するものとする。

3　主務大臣は、法第二十三条第三項の規定により認定革新的データ産業活用計画の認定を取り消そうとする場合において、同項の規定により革新的事業活動評価委員会の意見を聴くときは、革新的事業活動評価委員会に当該認定の取消しを行う旨及びその理由を記載した書面を送付し、意見を聴くものとする。

4　主務大臣は、認定革新的データ産業活用計画の認定を取り消したときは、様式第二十九により、当該取消しの日付、当該認定を取り消された者の名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。

（安全管理に関する確認の申請及び確認）

第十五条　法第二十六条第一項の確認を受けようとする認定革新的データ産業活用事業者（第四項及び第五項において「申請者」という。）は、様式第三十による申請書（以下この条において「申請書」という。）を主務大臣に提出しなければならない。

2　申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　認定革新的データ産業活用計画の写し

二　法第二十六条第一項に規定するデータの安全管理に係る基準に適合していることを説明した書類

3　二以上の主務大臣に申請書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

4　主務大臣は、申請書を受理した場合において、速やかに法第二十六条第一項に規定するデータの安全管理に係る基準に照らしてその内容を審査し、当該特定革新的データ産業活用に係るデータの安全管理が当該基準に適合することについて確認をしたときは、申請者に様式第三十一による確認書を交付するものとする。

5　主務大臣は、前項の確認をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十二による通知書を申請者に交付するものとする。

（安全管理に関する変更に係る確認の申請及び確認）

第十六条　特定革新的データ産業活用事業者は、前条第四項の規定により確認を受けた安全管理の内容を変更しようとするときは、様式第三十三による申請書（以下この条において「申請書」という。）を主務大臣に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2　前項の申請書の提出は、前条第四項の規定により交付された確認書の写しを添付して行わなければならない。

3　二以上の主務大臣に申請書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

4　主務大臣は、第一項の申請書の提出を受けた場合において、速やかに法第二十六条第一項に規定するデータの安全管理に係る基準に照らしてその内容を審査し、当該変更に係るデータの安全管理が当該基準に適合することについて確認をしたときは、当該申請をした特定革新的データ産業活用事業者に様式第三十四による確認書を交付するものとする。

5　主務大臣は、前項の確認をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十五による通知書を当該特定革新的データ産業活用事業者に交付するものとする。

（情報処理推進機構等による調査の結果の通知）

第十七条　生産性向上特別措置法施行令（以下「政令」という。）第七条の主務省令で定める様式は、様式第三十六とする。

（特定革新的データ産業活用事業者による国の機関等に対するデータの提供の求めの申請）

第十八条　法第二十六条第一項の規定により国の機関又は公共機関等の保有するデータの提供を求めようとする特定革新的データ産業活用事業者は、認定革新的データ産業活用計画の写しを添えて、提供を求めようとするデータの内容その他の事項を記載した様式第三十七による提供依頼申出書（以下この条において「申出書」という。）を主務大臣に提出しなければならない。

2　二以上の主務大臣に申出書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申出書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

3　法第二十六条第二項の規定によりデータを提供する主務大臣は、申出書を受理した日から原則として一月以内に、次に掲げる事項を記載した様式第三十八による提供通知書を当該データの提供の求めをした者に交付するものとする。

一　データの内容

二　データの提供の方法

三　データの提供の準備に要する期間

四　納付すべき手数料の額

五　前号の手数料を減額し、又は免除した場合においては、その旨及び減額し、又は免除した額

六　その他データの提供に必要な事項

4　法第二十六条第三項の規定により通知をする主務大臣は、申出書を受理した日から原則として一月以内に、データの提供を行わない旨及びその理由を記載した様式第三十九による通知書を当該データの提供の求めをした者に交付するものとする。

5　法第二十六条第四項の規定によりデータの提供を要請する主務大臣は、申出書を受理した日から原則として二週間以内に、当該データを保有するその所管の公共機関等又は他の関係行政機関の長（その所管する公共機関等が当該データを保有する場合の当該他の関係行政機関の長を含む。第十項から第十五項までにおいて同じ。）に対し、当該データの提供を要請するとともに、その旨を記載した様式第四十による通知書を当該データの提供の求めをした者に交付するものとする。

6　法第二十六条第五項の規定により通知をする主務大臣は、申出書を受理した日から原則として二週間以内に、当該データの提供の要請を行わない旨及びその理由を記載した様式第四十一による通知書を当該データの提供の求めをした者に交付するものとする。

7　法第二十六条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、前四項に規定する期間内に各項の通知書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該通知書を交付するまでの間次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を当該求めをした者に通知するものとする。

一　第三項又は第四項の場合　一月

二　第五項又は前項の場合　二週間